

資格審査及び資格確認の挙証資料について

令和 7 年 12 月 8 日

管財課 契約班

令和 7 年 12 月 2 日以降、現在所持されている健康保険証は使用できなくなりました。
そのため、健康保険証に変わる挙証資料として、その他の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認することができる書類を求めることしました。

令和 7 年 12 月 8 日以降は、制限付一般競争入札における資格審査の際に提出する挙証資料のうち直接的かつ恒常的な雇用関係を確認することができる書類として、次のうちいずれか一部を提出してください。

- 監理技術者資格者証
- 住民税特別徴収税額決定通知書
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- 所属会社の雇用証明書
- 所属会社の賃金台帳（3ヶ月以上）

- また、70歳以上の方の場合は、次のうちいずれか一部を提出してください。
- 監理技術者資格者証
 - 住民税特別徴収税額決定通知書
 - 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
 - 厚生年金保険 70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ資格確認証
 - 所属会社の雇用証明書
 - 所属会社の賃金台帳（3ヶ月以上）

※契約後に提出する技術者や現場代理人等の申請の際にも同様に提出してください。